

令和2年6月24日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年6月23日（火）（午後5時～）に、第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

記

【決定事項等】

- 感染者発生時の公表方針について、保育施設における方針（別紙2）を確認するとともに、市立小・中学校での方針を別紙1のとおり決定しました。
- 特別定額給付金給付事業の進捗について、別紙3のとおり報告がありました。
- 子育て世帯等への給付金給付事業の進捗について、別紙4のとおり報告がありました。
- 中小事業者緊急家賃支援金事業の進捗について、別紙5のとおり報告がありました。

市立小・中学校での新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針（教育部）

市立小・中学校で児童・生徒及び教職員の感染者が発生した場合は、「立川市立施設等における感染者発生時の公表にあたっての留意点」及び本方針に基づき公表する。

なお、本方針については、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行う。

1 公表の目的

市立小・中学校での感染者情報の公表は、市民・関係者が正確な情報を共有したうえで、一人ひとりの冷静な判断と適切な行動を促すとともに、市と市民が一丸となって感染拡大防止の取組を促進することを目的として実施する。

2 人権尊重及び個人情報の保護

発生状況等の公表にあたっては、教育的視点並びに感染者や当該家族等の人権尊重及び個人情報やプライバシー情報の保護に最大限配慮する。

また、情報を得た市民等に対しても、感染者や当該家族、当該校等に対して差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、良識ある行動をとるよう周知する。

3 公表内容等

感染者及び濃厚接触者の範囲、感染ルート、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、個人の特定に至らない範囲の情報を公表する。

また、市民の不安解消のため、公衆衛生上の対策内容を必ず公表する。

公表内容の詳細については、案件ごとに個別に判断するが、次の各号に掲げる情報は公表しない。

- (1) 感染者の在籍（勤務）する学校名
- (2) 年代・性別（感染者が児童・生徒の場合）

<以下の公表内容は例示>

罹患者	児童・生徒
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立小（中）学校の児童（生徒）〇名 ・ 感染確定日 ・ 公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など） <p>※ 教育的視点からも、感染した児童・生徒や当該家族、当該学校等への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。</p>

罹患者	教職員
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立小（中）学校の教職員〇名 ・ 年代・性別 ・ 感染確定日 ・ 公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など） <p>※ 教育的視点からも、感染した教職員や当該家族、当該学校等への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。</p>

保育施設における感染者発生時の方針

●目的

感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめるため、施設運営について迅速かつ適切に判断するとともに、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に市民へ提供することをもって、市民の安全安心な生活を維持することを目的とする。

なお、情報の公表にあたっては、感染者等に対して不当な差別や偏見が生じないように、個人情報保護に留意する。

●基本的な考え方

患者発生の情報を得た際は、保健所に確認の上、市と施設は情報を共有し、感染拡大防止を最優先として原則休園、休所とし、施設が在園、在所の保護者に速やかに情報を伝達する。

感染者のプライバシーの保護に十分留意し、市が公表する内容については個別に検討し判断する。

休園、休所は利用の制限が大きいため、原則関係者と調整のもと必要な情報を公表することとする。

●開所・休所の判断基準 職員・園児の感染判明は即日休園・休所

保健所の見解を踏まえ、市が個別に判断する。

臨時休所する場合は、原則として、当該感染者が発症後に勤務又は登園していた最後の日を起点にし、翌日から最低 14 日間を休所期間とする。

●公表に関する判断基準

保健所の見解を踏まえ、市が感染拡大防止及び施設運営上の安全のため必要と考える場合は、都に告知の上、公表を行う。

当該施設に通う子どもの保護者には、施設の責任においてすみやかに情報提供を行う。以下のうち必要な情報とする。

なお、職員・園児の感染が確定しておらず、濃厚接触者となった場合には、原則公表を必要としない。

●公表項目

【職員・園児等感染】 ※公表内容は、原則として事前に関係者の同意を得る

- ①保育所名（例 市内公立保育園・市内認可保育園・市内学童保育所）
- ②属性(職員・子ども・保護者)
- ③感染確定日
- ④感染判明までの勤務履歴または登園歴
- ⑤保育所での濃厚接触者数（保健所調査終了後）

【休所について】

- ①休所期間の予定
- ②施設消毒の時期

【その他】

休所中の保育の有無やその後の経過など（2報以降）

特別定額給付金について

特別定額給付金給付事業の進捗につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

1. 給付状況について（6月24日振込日時点）

- ・ 対象世帯数 93,146 世帯
- ・ 申請世帯数 約 88,300 世帯
- ・ 給付世帯数 53,594 世帯
- ・ 給付率 57.54%

※ 対象世帯数等は今後変更する場合もあり、住民基本台帳上の世帯数とは一致しません。

※ 申請世帯数は重複や再申請等を含む件数で、実有効件数とは異なります。

2. 次回振込予定について

- ・ 振込予定日 7月1日（水）
- ・ 給付予定世帯数 18,951 世帯
- ・ 予定給付率 77.88%

※ 今後の振込日は、7/3（金）、7/8（水）を予定しています。

子育て世帯等への給付金給付事業の進捗状況について

1. 子育て世帯への臨時特別給付金<国支援策>	
対象	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者 約15,000人 ※特例給付対象者は除く 対象児童数 約22,000人
給付内容	対象児童1人につき1万円
進捗状況	・公務員以外への支給 6/10 支給件数 11,080件 ・公務員分 6/19 現在 受付件数 484件（7/10 支給予定280件）

2. ひとり親世帯等への臨時給付金<市支援策>	
対象	令和2年5月分の児童育成手当（育成手当・障害手当）の受給者 約2,000人 対象児童数 約2,800人
給付内容	対象児童1人につき3万円
進捗状況	・7/1 対象者へ案内チラシ送付 発送件数 約2,000件 ・8/3 に口座振込予定

中小事業者緊急家賃支援金について

○令和2年6月1日(月)より22日(月)までの状況

- ・申請件数 702件(うち取り下げ4件)
※取り下げ4件は、申請後に電話でヒアリング等を行った際に交付対象外であることが判明し、その旨説明したところ申請書類の返還を求められたもの

- ・交付決定件数 620件

- ・交付対象事業所数 739件

- ・不交付決定件数 22件
※不交付の内容は、主に賃貸人と賃借人が同一の場合や自己所有物件での申請等

- ・累計交付決定金額 163,479千円
※申請1件あたりの平均は263,675円、1事業所あたりの平均は221,216円